令和２年度指定障害児通所支援について

基本報酬区分

○児童発達支援（センター及び重心児対象事業所除く）

未就学児等支援区分：児童発達支援を利用している児童のうち、小学校就学前児童の割合が、70％以上（Ⅰ）の場合と70％未満（Ⅱ）の場合で区分

○放課後等デイサービス（重心児対象事業所除く）

障害児状態等区分　：放課後等デイサービスを利用している児童のうち、「指標該当児」の割合が、50％以上（区分１）の場合と、50％未満（区分２）の場合で区分

●**区分変更を希望する場合の届出**

　提出期限：４月１５日（水）

提出書類：障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書、

　　　　　　障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表、

　　　　　　報酬算定区分に関する届出書（事業ごと）

　※基本報酬区分以外の加算等の変更届は、通常どおり変更月の前月の１５日までに提出が必要です（４月１日変更の場合、３月１５日までに提出必要）

自己評価結果等の公表

○留意事項（次の事項が守れていない場合は、今後指導の対象とします）

・指定基準に基づきガイドラインを参考とし、**毎年必ず実施**してください

・自己評価結果について、**公表資料に公表日時を記載**してください

・**新規で指定**を受けた事業者は、**指定後おおむね１年以内**に自己評価結果を公表してください

障害福祉サービス等情報公表システム

○報告期間

初めて報告を行う事業所（新規）　　　　 ：新規指定後１月以内

既に報告を行ったことがある事業所（更新）：令和２年５月８日～令和２年７月３１日

○基準日

　令和２年４月１日

○留意事項

　・事業所の財務状況について、直近の決算資料に更新してください

　・自己評価結果の公表の有無が「なし」となっている場合、減算が適用となります

　（新規指定後１年以内、重心児対象、センター（児発のみ）の場合は減算対象外）

　・報告期間中に報告ができていない事業所は、速やかに報告をお願いします